（業務報告書等）

第百四十三条　法第百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する中間業務報告書（以下この条において「中間業務報告書」という。）は、日本における事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の日本における業務及び財産の状況について、日本における保険業の中間事業報告書、日本における保険業の中間貸借対照表、日本における保険業の中間損益計算書、日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書及び日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十一号（特定取引勘定届出外国保険会社等にあっては、別紙様式第十一号の二）により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

2　法第百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する業務報告書（以下この節において「業務報告書」という。）は、日本における保険業の事業報告書、附属明細書、日本における保険業の貸借対照表、日本における保険業の損益計算書、日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書及び日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十二号（特定取引勘定届出外国保険会社等にあっては、別紙様式第十二号の二）により作成し、日本における事業年度終了後三月以内に提出しなければならない。

3　［略］

（外国生命保険会社等の責任準備金）

第百五十条　［略］

［2～5　略］

6　第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一　保険リスクに備える危険準備金（次号に掲げるものを除く。）

一の二　第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二　予定利率リスクに備える危険準備金

三　最低保証リスク（特別勘定を設けた日本における保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。）に備える危険準備金

7　［略］

（外国損害保険会社等の責任準備金）

第百五十一条　［略］

［2～4　略］

5　第一項第二号の二の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一　第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二　予定利率リスクに備える危険準備金

6　［略］

ハ　デリバティブ取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ　信用スプレッドリスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ　イからニまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

七　経営管理リスクに対応する額として、金融庁長官が定めるところにより計算した額

（業務報告書等）

第百四十三条　法第百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する中間業務報告書（以下この条において「中間業務報告書」という。）は、日本における事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の日本における業務及び財産の状況について、日本における保険業の中間事業報告書、日本における保険業の中間貸借対照表、日本における保険業の中間損益計算書、日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十一号（特定取引勘定届出外国保険会社等にあっては、別紙様式第十一号の二）により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

2　法第百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する業務報告書（以下この節において「業務報告書」という。）は、日本における保険業の事業報告書、附属明細書、日本における保険業の貸借対照表、日本における保険業の損益計算書、日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十二号（特定取引勘定届出外国保険会社等にあっては、別紙様式第十二号の二）により作成し、日本における事業年度終了後三月以内に提出しなければならない。

3　［同上］

（外国生命保険会社等の責任準備金）

第百五十条　［同上］

［2～5　同上］

6　［同上］

一　第百六十二条第一号に掲げる保険リスクに備える危険準備金

一の二　第百六十二条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二　第百六十二条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

三　第百六十二条第二号の二に掲げる最低保証リスクに備える危険準備金

7　［同上］

（外国損害保険会社等の責任準備金）

第百五十一条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

一　第百六十二条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二　第百六十二条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

6　［同上］